

F-15戦闘機の部品落下事故に対する意見書

令和2年8月4日午前10時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が飛行訓練中に長さ約17.8センチメートル、重さ約3.6キログラムの機体に弾薬を固定するための金属製部品を落下させる事故が発生した。米軍は「落下地点は不明だが、仮に海上に落下した場合は嘉手納基地から東南東へ約97キロメートルの地点、地上の場合は飛行場滑走路に近接する国道58号付近に落下したと思料している」と発表した。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が起こること自体、看過できない問題である。万が一交通量が多い国道58号に落下していれば住民を巻き込む大惨事となった恐れがあることから、町民は強い危機感を抱いており、米軍の整備点検及び安全管理体制の欠如に対し強い憤りを禁じ得ない。

今回の事故に関し、本町に沖縄防衛局を通じて第一報が届いたのは同日午後8時30分頃で、落下事故発生から10時間後であった。本町議会はこれまで米軍の事件・事故が発生するたびに、関係機関に対し正確かつ迅速な情報提供を求めてきたにもかかわらず、情報提供の遅れは誠に遺憾である。

また、事故原因の究明や再発防止の公表がないまま、事故発生の翌日には同型機の訓練を再開させた米軍の軍事訓練を最優先する姿勢に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 安全が確認されるまで同型機の飛行訓練を中止すること。
- 3 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 4 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月13日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

F-15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議

令和2年8月4日午前10時30分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が飛行訓練中に長さ約17.8センチメートル、重さ約3.6キログラムの機体に弾薬を固定するための金属製部品を落下させる事故が発生した。米軍は「落下地点は不明だが、仮に海上に落下した場合は嘉手納基地から東南東へ約97キロメートルの地点、地上の場合は飛行場滑走路に近接する国道58号付近に落下したと思料している」と発表した。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が起こること自体、看過できない問題である。万が一交通量が多い国道58号に落下していれば住民を巻き込む大惨事となった恐れがあることから、町民は強い危機感を抱いており、米軍の整備点検及び安全管理体制の欠如に対し強い憤りを禁じ得ない。

今回の事故に関し、本町に沖縄防衛局を通じて第一報が届いたのは同日午後8時30分頃で、落下事故発生から10時間後であった。本町議会はこれまで米軍の事件・事故が発生するたびに、関係機関に対し正確かつ迅速な情報提供を求めてきたにもかかわらず、情報提供の遅れは誠に遺憾である。

また、事故原因の究明や再発防止の公表がないまま、事故発生の翌日には同型機の訓練を再開させた米軍の軍事訓練を最優先する姿勢に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 安全が確認されるまで同型機の飛行訓練を中止すること。
- 3 すべての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 4 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、決議する。

令和2年8月13日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長